

2 人権派弁護士布施辰治の生涯

人権派弁護士布施辰治の生涯

明治13年（1880）11月13日、宮城県牡鹿郡蛇田村の農家に生まれる。
 明治32年、上京、ハリストス正教会、その後、明治法律学校に通う。
 明治35年、判事検事登用試験に合格し、司法官試補になる。
 明治36年、刑罰のあり方に疑念を抱き、司法官を辞職して、弁護士となる。
 明治38年、法律事務所を再開。平沢光子と結婚。
 大正6年（1917）、独自の普通選挙運動を始める。
 大正7年、米騒動の弁護を行う。
 大正9年、「自己革命の告白」を発表し、弁護士活動を前進させて社会運動に取り組み始める。
 大正10年、自由法曹団の結成に参加。
 大正11年、借家人同盟を結成。
 大正12年、朝鮮独立運動の義烈団事件の弁護を行う。関東大震災発生、虐殺事件の解明のため奔走する。
 大正15年、朴烈事件の弁護を行う。宮三面の土地問題の調査のため朝鮮へ渡る。
 昭和2年（1927）、台湾二林蔗糖農民組合騒擾事件弁護のため台湾に渡る。朝鮮共産党事件の弁護を行う。
 昭和4年、日本共産党三・一五事件の弁護活動を不当とされ、懲戒裁判所に起訴される。
 昭和7年、懲戒裁判で弁護士除名判決が確定。
 昭和8年、新聞紙法違反容疑事件で禁固三ヶ月が確定する。
 昭和12年、岩手山村の入会権事件の解決に尽力する。
 昭和14年、治安維持法違反容疑事件で懲役二年が確定（起訴は昭和9年）。
 昭和15年、出獄。
 昭和19年、三男杜夫獄死する。
 昭和20年、終戦後、自由法曹団を再結成し、弁護士活動を再開する。
 昭和22年、宮城県知事選挙に出馬するも落選。
 昭和24年、三鷹事件、松川事件の弁護を行う。
 昭和28年9月13日、死去。



資料番号1-6-1 布施辰治法律事務所集合写真（昭和2年ごろ）
 布施辰治のもとで学び、独立していった弁護士も多い。

人権派弁護士布施辰治の生涯

○布施辰治の弁護士活動の特徴

- ・「生きべくんば民衆と共に、死すべくんば民衆のために」

- ・一貫した「人道主義者」（ヒューマニズム）

- ・生きているそのこと自体を尊ぶ「生命」観

- ・「自己革命の告白」（大正9年）

- ・徹底した「合法的法律闘争」

○無報酬主義

布施辰治は無料で弁護を引き受けることが多く、布施家は金銭的に苦勞した。

○布施辰治の人道主義とは

布施辰治研究の第一人者 森正氏の提示する布施辰治の思想・信条・行動規律（「布施人道主義」）

性善論（良心への全面信頼）、義侠心＝任侠＝扶弱挫強の精神、救世の志、求道心、自由民権論、「個」の尊重、人間平等、在野精神、敬天愛人、真善美の倫理観、適所適材論、異文化への畏敬の念、人類愛、同胞愛、国家権力批判、階級意識、あらゆる思想への寛容、人間の多様性尊重、インターナショナルイズム、墨子の兼愛主義、隣人愛、儒教精神、キリスト教精神、「神の前の英雄」精神、原罪意識、導きの師（田中正造・トルストイ）など

→布施辰治の中ではこれらの思想・信条・行動規律が混乱することなく統一されていた。

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）



資料番号1-6-8 布施辰治肖像写真



資料番号1-6-9 布施光子肖像写真

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

人権派弁護士布施辰治の生涯

○報告者の布施辰治観（評）

- ・その生涯は、あまりにも波乱万丈、驚くほど活力に満ちている。
- ・民族やイデオロギーに依らない、「良心」に基づく相手との信頼関係を重視した平等・博愛主義者。
- ・布施辰治の内面はとても複雑、しかし、その行動には不思議と一貫性がある。
- ・時流に敏感で、なおかつ合理的思考の持ち主でもあり、自分自身を演出する方法を持っている。
- ・反権力の姿勢を見せながらも、合法であることに強いこだわりを持つ、同時代的に珍しい存在。
- ・大正・昭和の多くの社会運動や政治運動、植民地問題に何かしらの形で（あくまでも弁護士の範疇で）関与しているため、実は日本の近現代史を語る上で抜きにできない重要人物である。

⇒布施辰治の魅力であると同時に、布施辰治の人物像の捉え難い一面でもある。

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

3 布施辰治のふるさと蛇田と蛇田小学校

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

1940年頃の蛇田の風景 「蛇田国民学校校旗献納記念アルバム」（布施辰治関係資料2-4-128）より



蛇田村笠松（現在の新浜江場）、布施辰治の生家が左奥に見える

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

1940年頃の蛇田の風景 「蛇田国民学校校旗献納記念アルバム」（布施辰治関係資料2-4-128）より



蛇田村での田植えの風景

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

1940年頃の蛇田の風景 「蛇田国民学校校旗献納記念アルバム」（布施辰治関係資料2-4-128）より



蛇田村の役場と警察署（蛇田中塚、国道108号線沿い）

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

1940年頃の蛇田の風景 「蛇田国民学校校旗献納記念アルバム」（布施辰治関係資料2-4-128）より



田道町一丁目の交差点 左に見える建物は三角茶屋

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

1940年頃の蛇田の風景 「蛇田国民学校校旗献納記念アルバム」（布施辰治関係資料2-4-128）より



上を通るのは仙石線 新橋一丁目のガード

1940年頃の蛇田の風景 「蛇田国民小学校校旗献納記念アルバム」(布施辰治関係資料2-4-128)より



明神山からみた蛇田村の風景 山下町一丁目

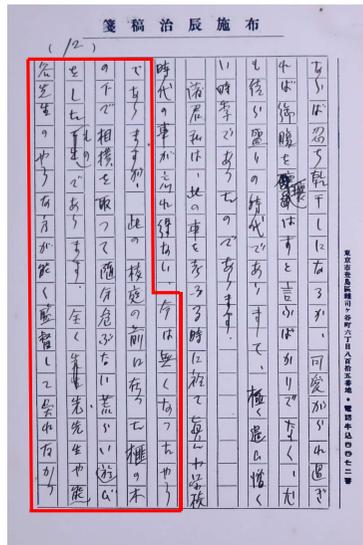
1940年頃の蛇田の風景 「蛇田国民小学校校旗献納記念アルバム」(布施辰治関係資料2-4-128)より



蛇田小学校の外観(撮影当時は蛇田国民小学校(1941年改組))

「母校と師父」(布施辰治関係資料2-1-953)より

今は無くなったやうであります、此の校庭の前に在った
榎(カヤ)の木の下で相撲を取って随分危ぶない荒らい遊
びをしたものであります。全先(マツサキ)先生や熊谷先
生のやうな方が能く監督して呉れなかつたら、今頃足を
折って動かなくなっていたらう)



「母校と師父」(布施辰治関係資料2-1-953)より

また、裏の墓場へ行つては、石塔の担きコをやる。墓地の
廻りにあつた竹を切つては突き鉄砲をやる。殆んど手の付
けられない徒ら坊でありましたが、先生方は能く其の徒ら
を無理に止めもせず、左ればと言ふて、打ちチャツて置い
て怪我もさせず・・・



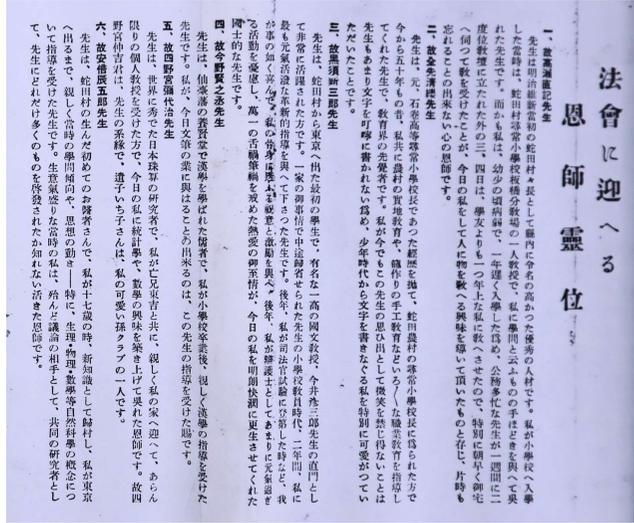
令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

「法会招待状」（布施辰治関係資料1-4-22）より



4 布施辰治法律事務所石巻出張所

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）



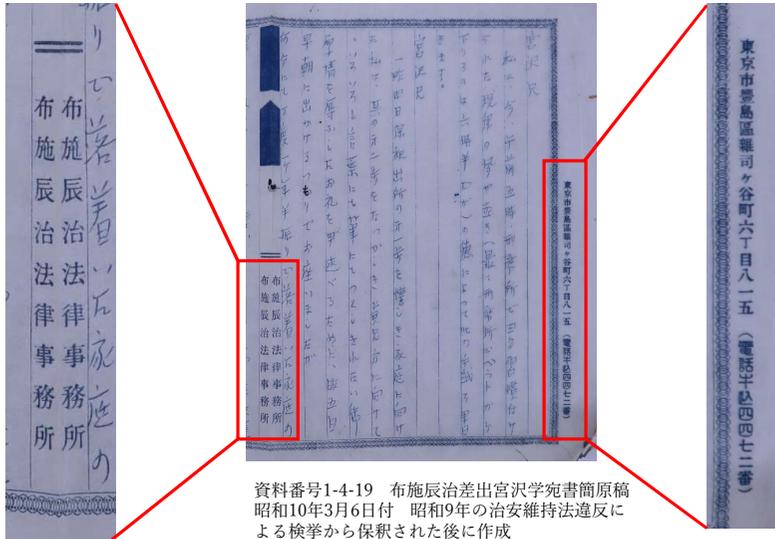
資料番号2-6-19
仙東五郡雄弁選手集会 集合写真 前列右から4番目が布施辰治



資料番号1-6-6
思い出の布施辰治
布施辰治は左から2人目 布施辰治の左隣は宇和野源三郎
前列の女性は布施辰治の母の布施きえと思われる。

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

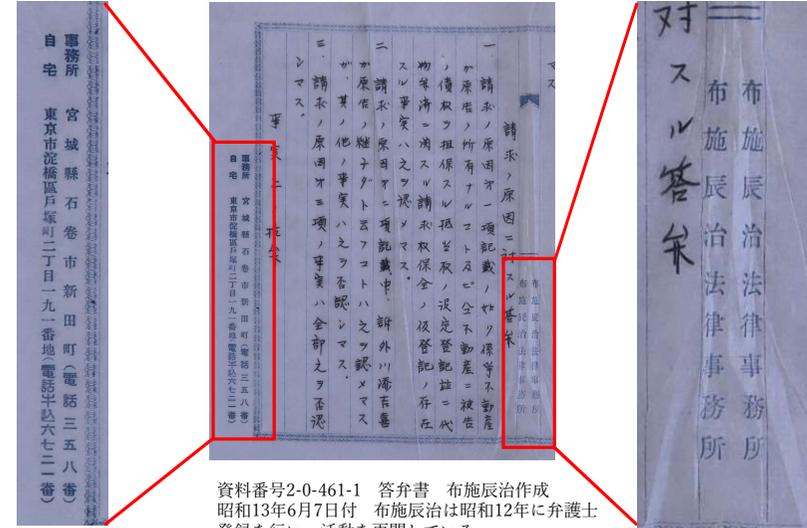
令和6年8月25日（日）



資料番号1-4-19 布施辰治差出宮沢学宛書簡原稿 昭和10年3月6日付 昭和9年の治安維持法違反による検挙から保釈された後に作成

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）



資料番号2-0-461-1 答弁書 布施辰治作成 昭和13年6月7日付 布施辰治は昭和12年に弁護士登録を行い、活動を再開している。

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

布施辰治法律事務所石巻出張所に関係する可能性のある人物

人名	住所	大正4年2月26日 布施辰治帰省歓迎会	大正7年 石巻経済協会名簿
菅野又友蔵	新田町	記載あり	記載無し
阿部彦兵衛	新田町	記載あり 石巻海産代表	記載あり 県会議員・弁護士
武藤軍太郎	鑄銭場	記載あり	記載無し
松村晋吉郎	新田町	記載あり	弁護士事務員
清水清四郎	立町	記載あり	記載無し
佐々木重四郎	鑄銭場	記載無し	弁護士事務員

※現状、上記のなかで確実に出張所に所属していたことがわかるのは菅野又友蔵のみ。

資料番号3-7-1 布施辰治先生を顕彰する市民の会編『“人権弁護士”が帰ってくる－布施辰治・顕彰－』（1985年）に大正4年2月26日布施辰治帰省歓迎会の記述があり、阿部・武藤・松村・清水・菅野又は、出張所開設にかかわった人物と指摘されている。

毛利コレクション研究資料ID9 「石巻経済協会 設立趣意書・役員名簿・会則・会員名簿」（1918年）

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

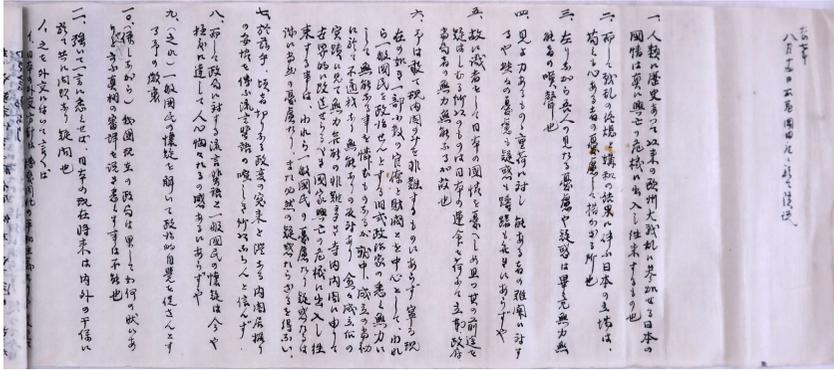
令和6年8月25日（日）

5 岡田座での演説と民本主義について

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

「政局の真相と出兵問題」演説原稿（布施辰治関係資料2-4-3）
大正7年8月14日 石巻町中瀬 岡田座にて



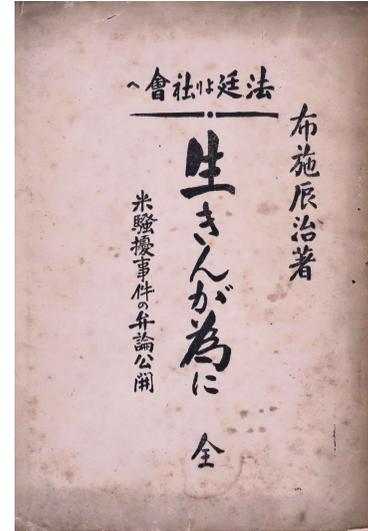
全長4m70cmの長大な原稿。
画像は原稿の冒頭。77項目にわたって演説内容が記されている。
字数は約8,600字。
内容は一部省略されているため、実際は原稿に書いてある以上に長く演説をしていたものと考えられる。

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

「生きんが為に全」（布施辰治関係資料2-2-4）
大正8年9月15日 布施辰治法律事務所発行

米騒動事件における布施辰治の弁論をまとめた刊行物



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

「君民同治の理想と普通選挙」（布施辰治関係資料2-2-1）
大正6年3月14日 布施辰治法律事務所発行

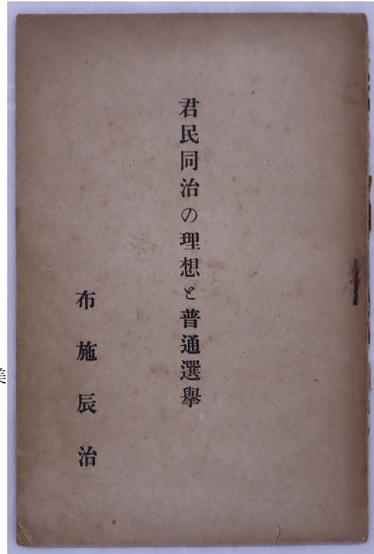
普通選挙制度の必要性を訴えた刊行物であり、
布施辰治が始めた世に出した単著でもある。
納税資格の撤廃や女性の参政権を主張する。

「君民同治」とは、天皇と国民が相互に意思を通じあって
政治を行うことを指す。辰治は、上から下へ一方的に政治
を行うのではなく、下から上への参政という相互関係を築
く必要があり、そのためには普通選挙制度を実現する必要
があると訴えた。



布施辰治の「君民同治」の考え方は、吉野作造の民本主義
の考え方と近い。
吉野作造は大正5年に論文「憲政の本義を説いて其有終の美
を済すの途を論ず」で民本主義を主張する。

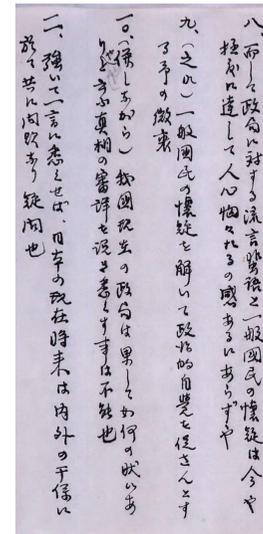
民本主義…主権者（主権の持ち主ではなく、主権行使の中心
という意味、主権在民が前提）である天皇が、民衆の利
福のため民衆の意向に基づいて政治を行うこと。



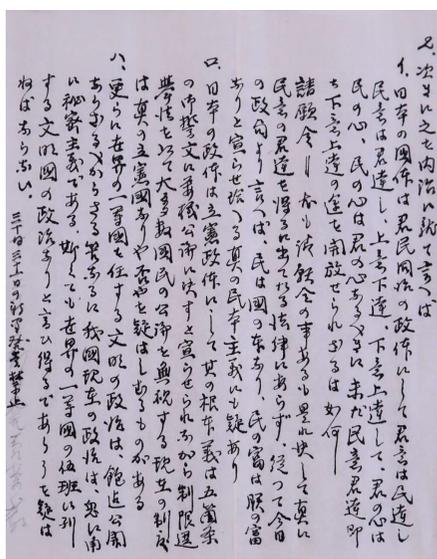
令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

- 八、而して政局に対する流言蜚語と一般国民の懐疑は今や極度に達して人心恟々たるの感あるにあらずや
- 九、（之れ）一般国民の懐疑を解いて政治的自覚を促さんとする予の微衷
- 一〇、（併しながら）我国現在の政局は果して如何の状にありやと云ふ真相の審詳を説き悉くす事は不能也
- 一一、強いて一言に悉くせば、日本の現在将来は内外の干係に於て共に問題なり疑問也



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

2、次に之を内治に就て言へば

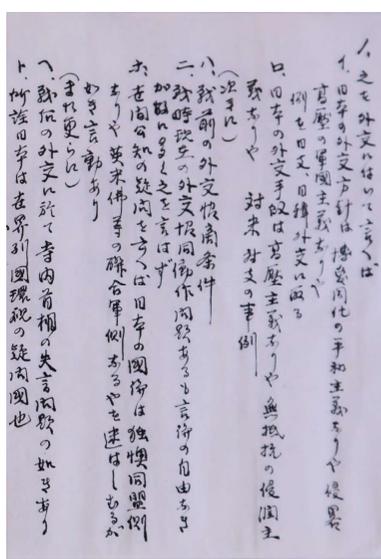
1、日本の国体は君民同治の政体にして君意は民達し民意は君達し、上意下達、下意上達して、君の心は民の心、民の心は君の心なるべきに未だ民意君達即ち下意上達の途を開放せられざるは如何

〔中略〕

ロ、日本の政体は立憲政体にして其の根本義は五箇条の御誓文に万機公論に決すと宣うられながら制限選挙法を以て大多数国民の公論を無視する現在の制度は真の立憲国なりや否やを疑はしむるものがある

ハ、更に世界の一等国を任する文明の政治は、飽迄公開ならざるべからざる善なるに我國現在の政治は、兎に列に秘密主義である。斯くても世界の一等国の伍班に列する文明国の政治なりと言ひ得るであらうを疑はねばならない。

令和6年8月25日 (日)



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

1、之を外交に付いて言へば

イ、日本の外交方針は博愛同化の平和主義なりや侵略高圧の軍国主義なりや

ロ、日本の外交手段は高圧主義なりや無抵抗の侵潤主義なりや 対米対支の事例

ハ、戦前の外交協商条件

ニ、戦時現在の外交協同働作問題あるも言論の自由なきが故に多く之を言はず

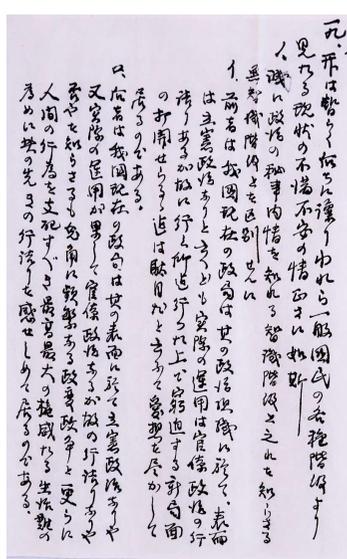
ホ、世間公知の疑問を云へば日本の国論は独逸同盟側なりや英米仏等の聯合軍側なるやを迷はしむるが如き言動あり

(また更に)

ヘ、戦後の外交に於て寺内首相の失言問題の如きあり

ト、所詮日本は世界列国環境の疑問国也

令和6年8月25日 (日)



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

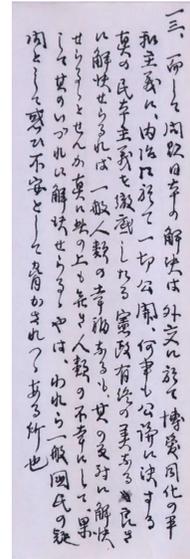
一九、其は暫らく后ちに譲りわれら一般国民の各種階級より見たる現状の不満不安の情正さに如斯

1、誠に政治の秘事内情を知れる智識階級と之れを知らざる無智識階級とを区別せん

イ、前者は我國現在の政局は其の政治認識に於て、表面は立憲政治なりと云へども実際の運用は官僚政治の行詰りあるが故に行く所迄行つた上で窮迫する新局面の打開せらるゝ迄は駄目だと云ふて愛想を尽かして居るのである。

ロ、后者は我國現在の政局は其の表面に於て立憲政治なりや又実際の運用が果して官僚政治なるが故の行詰りなりや否やを知らざるも兎角に頻繁なる政変政争と更らに人間の行為を支配すべき最高最大の權威たる生活難の爲めに此の先きの行詰りを感じせしめて居るのである。

令和6年8月25日 (日)



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

一三、而して問題日本の解決は外交に於て博愛同化の平和主義に、内治に於て一切公開、何事も公論に決する真の民本主義を徹底したる憲政有終の美なる良きに解決せらるれば一般人類の幸福なるも、其の反対に解決せらるゝとせんか真に此の上も無き人類の不幸にして、果して其のいづれに解決せらるゝやは、われら一般国民の疑問として惑ひ不安として脅かされつゝある所也

一四、之れをいわれら一般国民の對政治的懷疑は何人と云へども我國現在の政局に甘んじ且つ将来の政局に安心し居るものなき状態に在る所以也

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

二〇、予は以上二者の観たる政治の行詰りを事実就て論証したい

1、智識階級より観たる我国実際の政局は断じて真の立憲政治にあらず

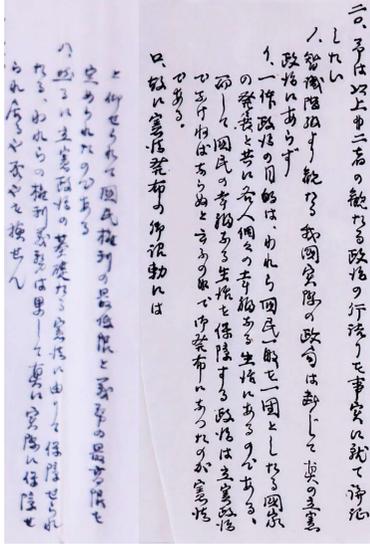
イ、一体政治の目的は、われら国民一般を一同としたる国家の発展と共に各人個々の幸福なる生活にあるのである。而して国民の幸福なる生活を保障する政治は立憲政治でなければならぬと云ふので御発布になつたのが憲法である。

ロ、故に憲法発布の御詔勅には

〔空白ママ〕

と仰せられて国民権利の最低限と義務の最高限を定められたのである。

ハ、然るに立憲政治の基礎たる憲法に由りて保障せられたる、われらの権利義務は果して真に實際に保障せられたるや否やを探せん



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

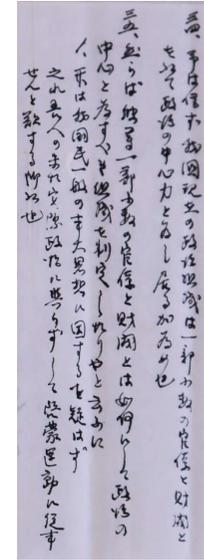
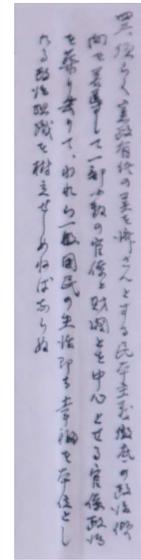
三四、予は信ず我国現在の政治組織は一部小数の官僚と財閥とを以て政治の中心力と為し居るが為め也

三五、然らば彼等一部小数の官僚と財閥とは如何にして政治の中心と為すべき組織を制定したりやと云ふに

1、其は我国民一般の事大思想に因するを疑はず

之れ吾人の未だ實際政治に与らずして啓蒙運動に従事せんと欲する所以也

四三、須らく憲政有終の美を濟さんとする民本主義徹底の政治傾向を善導して一部小数の官僚と財閥とを中心とせる官僚政治を葬り去りて、われら一般国民の生活即ち幸福を本位としたる政治認識を樹立せしめねばならぬ



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

民本主義の相違	吉野作造	布施辰治
民本主義とは	主権者である天皇が、民衆の利福のため民衆の意向に基づいて政治を行うこと	天皇と国民が相互に意思を通じあって政治を行うこと（君民同治）
民本主義の目的	国家の発展・民衆の利福（民衆の利福は次第に相対化される）	国家の発展・民衆の幸福な生活
民本主義を実現するための手段	政党内閣制・普通選挙制による民衆の政治参加	普通選挙制による民衆の政治参加・秘密主義の政治を一般に公開
明治憲法との関係	条文解釈などの法律論として民本主義を提唱していない	明治憲法は民衆の生活を保障するものと捉える
民衆の政治参与	当初は役割分担論（民衆が意見を出し、知識階級が政治をする）後に民衆の参政権を肯定する	君民同治の考えから民衆の政治への参加を肯定する

- 共通点
- ・明治憲法の枠組みの中で、民意を政治に反映させる方法（普通選挙制）を提示している。
 - ・民本主義を通じて国家の発展を目標としている。

異なる点

吉野作造が民衆の利福よりも、民衆の政治参加という手段による国家の発展を目指し、布施辰治は民衆の政治参加による国家の発展と民衆の幸福な生活の実現を目指した。

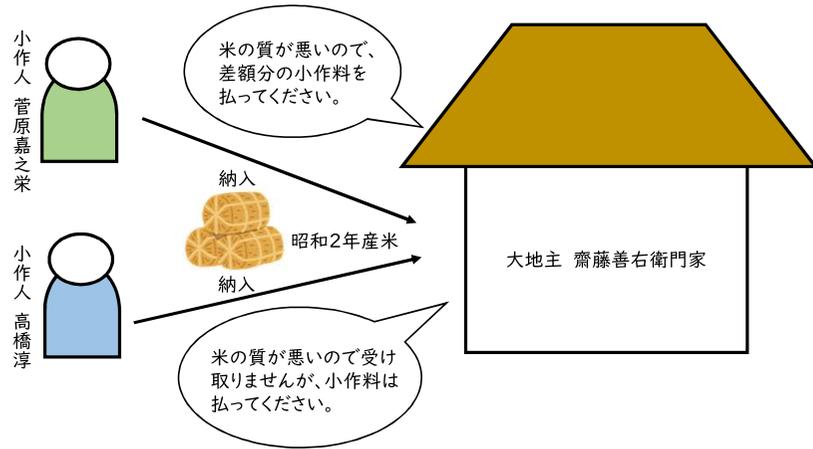
吉野作造は政治運用の手段として民本主義を唱え、布施辰治は明治憲法の解釈から民本主義を唱えた。

令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

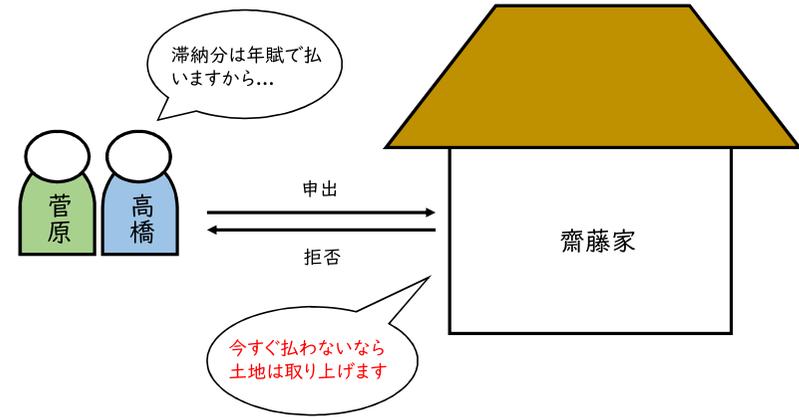
令和6年8月25日（日）

6 前谷地事件と布施辰治

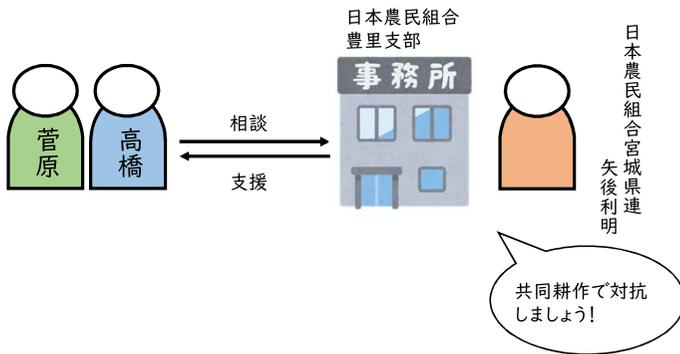
前谷地事件の経緯1



前谷地事件の経緯2

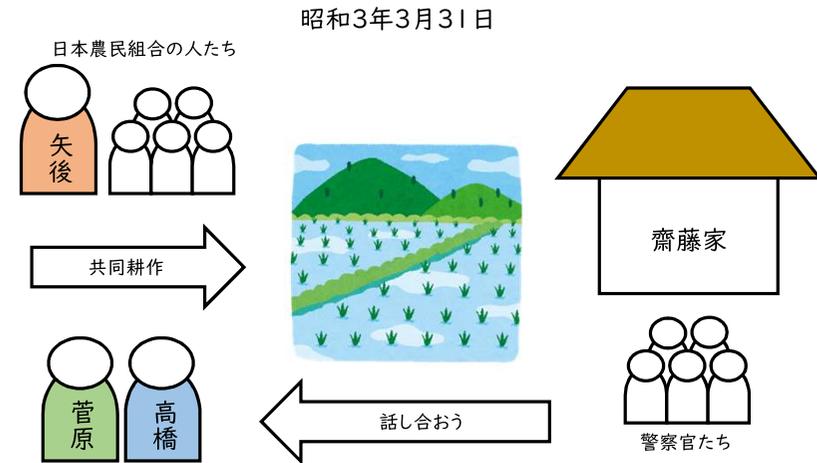


前谷地事件の経緯3



昭和3年3月31日、菅原宅と高橋宅にて共同耕作を決行

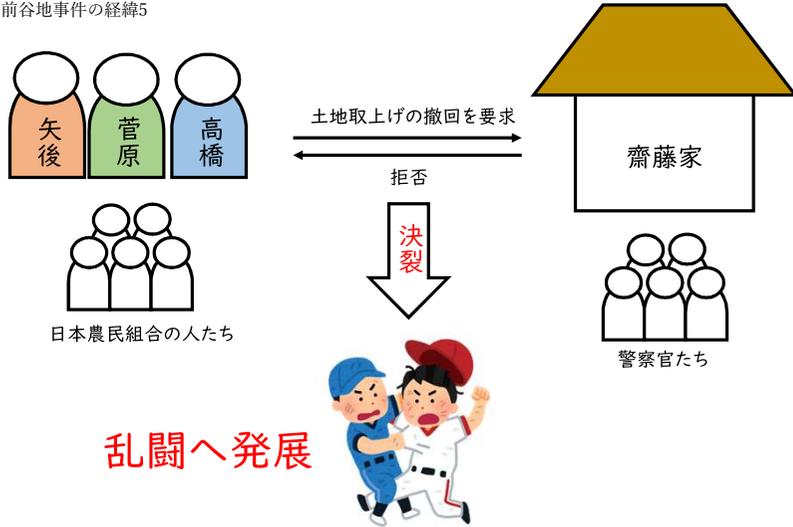
前谷地事件の経緯4



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

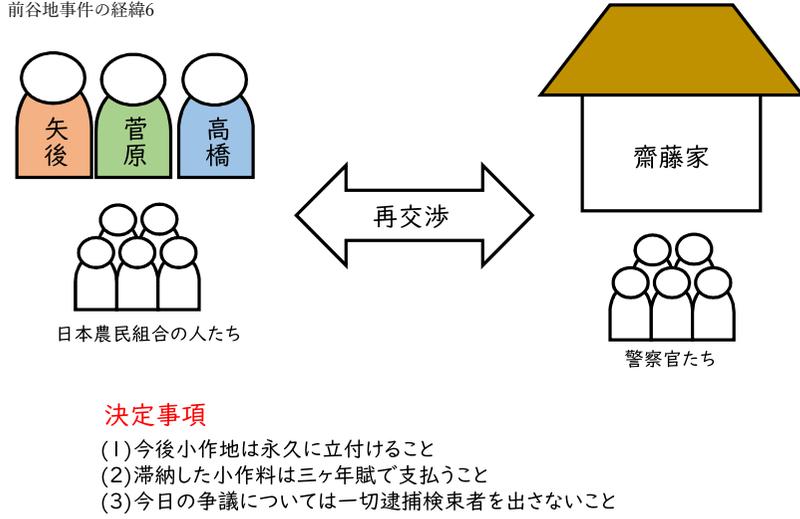
前谷地事件の経緯5



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

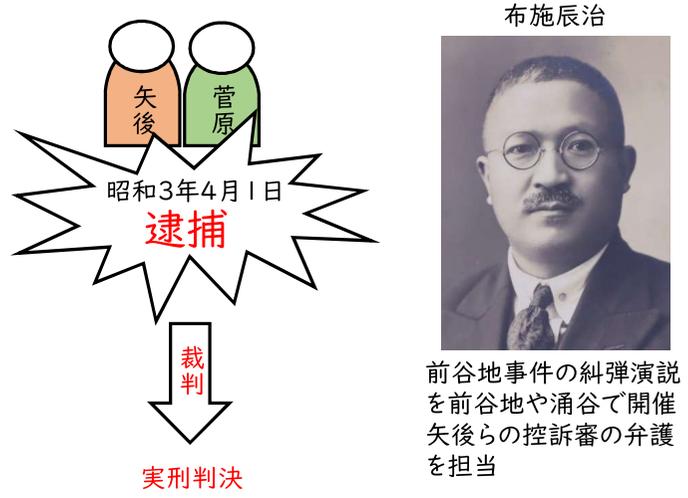
前谷地事件の経緯6



令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

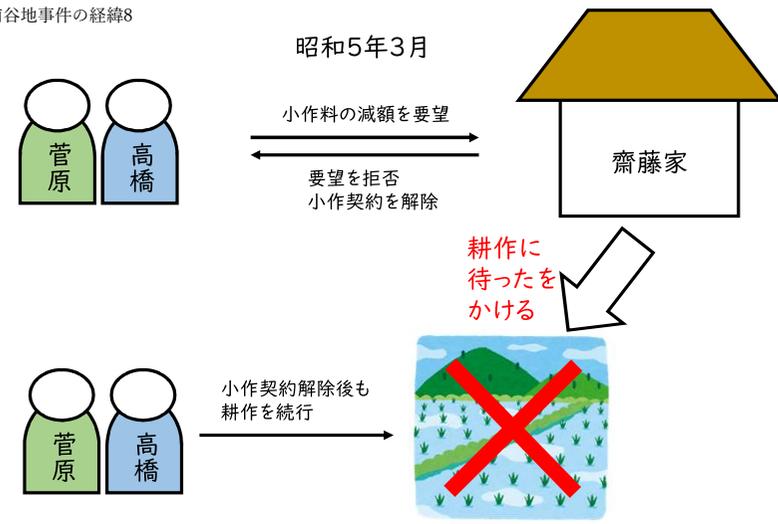
前谷地事件の経緯7



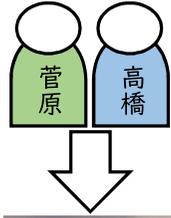
令和6年度博物館講座 「布施辰治と石巻」 資料編

令和6年8月25日（日）

前谷地事件の経緯8

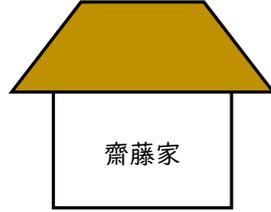
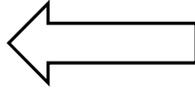


前谷地事件の経緯9



布施辰治
菅原と高橋の弁護を担当する

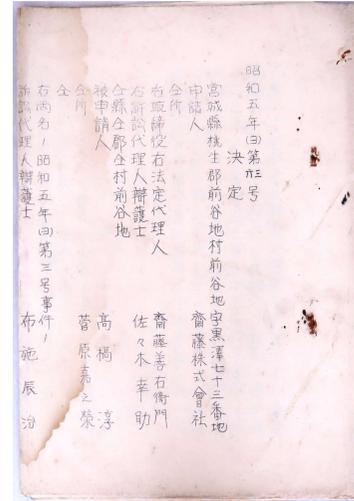
小作地への立入
禁止を求め提訴



提訴理由

- (1)小作契約を解除したのに耕作することは不法占有だ!
- (2)菅原らが耕作すれば、昭和3年の際の乱闘事件と同じように、また「強暴」を受けることになる!

前谷地事件の経緯10



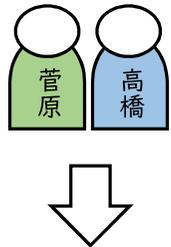
昭和5年4月18日
齋藤家の提訴は却下される



小作地の返還前に立入禁止
を命じることに法律上の根拠
が無いため。

昭和五年決定(判決文)
布施辰治関係資料2-0-448

前谷地事件の経緯11



離農へ

昭和8年5月
調停成立

小作料の代わりに
小作地を返還



小作地
を返還

前谷地事件終結...

ご清聴ありがとうございました

展示風景

